

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年11月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで
③ 昭和59年2月及び同年3月
④ 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間当時、私は、アルバイトをしながら国民年金保険料を納付していた。国民年金の加入手続を行ったか否かについては記憶していないが、国民年金保険料の金額が印刷された冊子が送られてきたことは記憶しており、納付書が送られておれば、保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、i) 当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、ii) 申立人は、当該期間直後の昭和61年4月から、厚生年金保険の被保険者となっている期間を除き、国民年金第3号被保険者となる直前の平成3年8月まで、国民年金保険料を納付し、同年9月からは、国民年金第3号被保険者資格の取得手続を適切に行い、遅延することなく資格を取得していること、iii) 当該期間に係る過年度保険料の納付書が昭和61年9月10日付けで作成されていることが推認できる上、同年9月に同年8月から同年10月までの保険料を納付していることなどから、申立人が当該期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後における被保険者記録及び申立人が所持する国民年金手帳から、昭和61年3月26日にA市B区役所で払い出されていることが推認

でき、当該払出時点では、両申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付書で納付したと主張しているところ、当該期間直後の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間に係る過年度保険料の納付書は、61 年 3 月の国民年金への加入手続に伴い、管轄社会保険事務所（当時）において、同年 5 月 19 日付けで過年度保険料の未納者を対象として一括して作成されており、申立期間③に係る過年度納付による保険料の納付書については、当該作成時点において、当該期間は、時効により納付できないことから、当該期間に係る納付書は申立人に送付されていないことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年12月は26万円、61年1月は22万円、同年2月から同年12月までは26万円、62年1月は22万円、同年2月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは24万円、63年2月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から平成元年10月1日まで

A社（昭和59年12月にB社に事業所名変更）に事務職として入社したが、1年後に営業職に職種変更になったことに伴い、給与形態も歩合給制に変わったので、給与の支給総額がかなり高額になったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が給与支給総額に比べ低い額で記録されている。また、65歳になって、年金受給の手続を行うために社会保険事務所（当時）に出向いた際、同事務所の職員から、申立期間の一部の期間については標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額の約2倍の保険料額が控除されている記録となっていると教えてもらった記憶がある。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B社に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和60年12月から61年7月までの期間、同年9月、同年11月から62年2月までの期間及び63年1月から同年10月までの期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、60年12月は26万円、61年1月は22万円、同年2月から同年7月までは26万円、同年9月は26万円、同年11月及び同年12月は26万円、62年1月は22万円、同年2月は26万円、63年2月は24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、申立人が給与支払明細書を所持していない昭和61年8月、同年10月及び62年3月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された59年10月から63年10月までの期間に係る預金取引明細書の記録において推認できる給与額並びに前述の給与支払明細書の前後の期間の給与支給総額において推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、61年8月及び同年10月は26万円、62年3月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「報酬月額の算定や標準報酬月額の変更に關しては適正に届出しているが、当時の資料等は保管されていないので、不明である。」と回答しているが、給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和59年10月1日から60年12月1日までの期間については、前述の預金取引明細書の記録はあるが、当該期間の給与支払明細書を申立人が所持していないなど、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を推認することができない。

また、申立期間のうち、昭和63年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年10月1日までの期間については、前述の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額とオンライン記録の標準報酬月額が同額であることが確認できる上、申立期間のうち、同年10月1日から平成元年10月1日までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額が当時の厚生年金保険の最高等級（第31級）であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B工場（昭和21年7月1日にC社D工場、37年4月1日にE社F事業所に名称変更。現在は、G社H工場）における申立人の厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年4月3日）及び資格取得日（昭和20年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月3日から同年5月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

G社H工場が保管する人事記録のとおり、昭和18年3月16日に申立事業所の前身であるI工場に入社してからE社F事業所を58年12月1日に定年退職するまでの期間において継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和18年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月3日に同資格を喪失した後、同年5月1日に同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、G社H工場が提出した人事記録により、申立人は昭和18年3月16日にI工場に社員として採用され、58年12月1日付けで定年退職したことが確認できること、及び前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人が、「申立人は、私と同期入社であり、申立期間も継続して勤務していた。」と供述していることなどから判

断すると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、G社H工場は、「申立人は、当社の人事記録のとおり、申立期間を含め当社に正社員として勤務していたので、申立期間に厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことが推定できる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの同資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、昭和61年12月1日にA社B支店から同社C支店に異動したが、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間が中断しているはずはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した申立人に係る人事通達から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年12月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和61年10月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

私が海外に留学と就職のため出発する前の平成9年1月頃、私の母と一緒にA市B区役所で、申立期間を含めて遡って納付可能な期間の国民年金保険料を一括して現金で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「海外に留学と就職のため日本を出発する前の平成9年1月頃、遡って納付可能な期間の国民年金保険料をA市B区役所で現金により一括納付した。」と主張しているところ、オンライン記録から、年金手帳の交付日である平成9年1月10日より後の同年2月25日に、8年4月から9年1月までの期間の保険料を現年度納付した記録が確認できるものの、当該年金手帳の交付時点において、過年度納付により保険料の納付が可能な申立期間の保険料を納付した記録が確認できない。

また、A市は、「当時、本市では過年度保険料の納付書を、時効到達の直前で緊急を要する場合は、臨時的に社会保険事務所（当時）に替わり手書き作成して渡していたが、直接、過年度納付により収納する保険料を徴収することはなかった。市の会計処理上もできない仕組みになっていた。」と回答している。

さらに、申立人は保険料について一括納付したと主張しているが、その保険料額は申立期間の国民年金保険料額と相違しており、申立人及びその母親の保険料額等についての記憶は定かではない上、オンライン記録により、上記年金手帳の交付以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年6月まで

勤務していた会社を退職したので、国民年金に加入することに決め、平成5年9月にA町役場で加入手続を済ませた。保険料については、加入して数年後に数か月分をまとめて支払ったことがあるが、国民年金に加入した当初から振込用紙で毎月保険料を納付していた。国民年金の加入当初は金銭的に余裕もあり、保険料納付を6年7月から開始する動機は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月にA町役場で国民年金の加入手続を行ったと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、同手帳記号番号払出簿の記録及び申立人が保管する「納付書・領収証書」の作成日から、8年7月下旬から同年8月中旬までの間であると推認でき、当該払出時点においては、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の「納付書・領収証書」及びオンライン記録では、平成8年8月19日付けで作成された過年度保険料の納付書により、同年8月29日に、その時点で最大限遡って納付することができる申立期間直後の6年7月から8年3月までの国民年金保険料が、一括して過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「国民年金保険料が未納になっていることについて、A町役場に尋ねた際、申立期間当時、役場の機械を入れ替えたという話を聞かされたので、その機械の入替えによる記録の引継ぎミスが、保険料が未納とされている原因ではないか。」と供述しているところ、A町役場は、「平成5年

から8年までの間に、役場の機械を入れ替えた記録は無い。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2341

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から10年2月まで

20歳になった時は、県外で一人暮らしをしていたが、住民票は移動しないまま、実家のあるA県B郡C町（現在は、D市）に置いていたので、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については母に任せていた。

年金記録の確認の書類が届いたところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていたため、母に確認すると、領収書は無いが申立期間の国民年金保険料は納付したとのことだった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、基礎年金番号制度が導入された後の平成10年3月2日に基礎年金番号が付番されて交付されており、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、D市の国民年金被保険者記録において、申立人が平成7年1月17日に国民年金被保険者資格を取得し、10年3月2日に同資格を喪失したとする記録が確認できるが、手帳記号番号は国民年金手帳記号番号ではなく、前述の年金手帳の基礎年金番号で収録されていることから、当該被保険者記録は、当該年金手帳が交付された後に、遡って記録されたものと考えられ、当該年金手帳が交付された同年3月の時点においては、申立期間のうち、7年1月から8年1月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年2月から9年3月までの期間については、過年度納付によるほか納付できない期間であるが、申立人の母親は、申立人の申立期間の国民年金保険料を隣組の集金により納付した旨を供述しており、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該保険料を納付したとする申立人の母親は納付した保険料の額等を記憶していない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、前述の年金手帳の交付時期を踏まえると、隣組の集金により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 62 年 7 月までの期間及び平成元年 5 月から 4 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から 62 年 7 月まで
② 平成元年 5 月から 4 年 6 月まで

申立期間①については、事業所を退職後、A市B区へ転居してC市にあるD店に勤務していた。転居した際、住民票の移動手続とともに厚生年金保険から国民年金への切替えの手続を行った。

申立期間②については、E市に居住して、F社において店長として勤務していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月に基礎年金番号が付番されており、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②とも、当該期間の前に勤務していた会社を退職後、転居した際に住民票の移動手続と一緒に厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を行い、国民年金保険料は金融機関で納付書により納付したと思うと供述しているが、申立人が申立期間当時居住していたA市B区及びE市はいずれも、国民年金の未加入者に国民年金保険料の納付書を発行することはなかったとしており、両市において申立人の国民年金被保険者名簿等の記録は確認できず、国民年金の加入、保険料の納付等をうかがわせる形跡も確認できない上、複数の行政機関が長期にわたって記録を誤ることも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付状況についての記憶が定かでなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2343 (事案 922 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 49 年 3 月まで

申立期間については、昭和 42 年 7 月 18 日に姉を説得して、A 市 B 出張所 (当時) において姉と一緒に国民年金に加入するとともに、国民年金保険料を納付し、以後は、納付書により保険料を納付していたが、姉の国民年金保険料は同年 7 月から納付済みと記録されているのに、私の申立期間の納付記録が無いのは納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな関連資料等はないが、申立期間については、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 42 年 7 月 18 日に A 市 B 出張所において姉と共に国民年金への任意加入手続を行い、国民年金保険料も一緒に納付したと申し立てているものの、i) 国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の姉の国民年金手帳記号番号の前後に申立人の手帳記号番号は見当たらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できないこと、ii) 申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号は、49 年 4 月に払い出されていること、及び同年 4 月 16 日に任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続を行うと同時に、姉と共に国民年金保険料を納付し、その後は、銀行振込により納付していたと申し立

てているものの、その金額は、当時申立人が納付すべき国民年金保険料額と相違しており、さらに、申立人に申立人の主張する金額の保険料が設定された期間は無の上、当時A市においては、国民年金推進員（集金人）による保険料集金を進めており、納付書による銀行振込納付は、42年10月以降に昼間不在者対策として導入され、昭和49年度から全面的に導入されたものであることから、申立期間当時、納付書によらなければ国民年金保険料を納付することができない特別の事情も無い申立人が納付書により銀行振込みで保険料を納付していたとの申立内容は不自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月23日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料の提出等はないものの、資料を再度確認した結果、A市は、当時の年金業務の取扱いについて、「当時、国民年金の加入手続や保険料の収納業務は、市内5か所の関係事務所で行っており、出張所では年金業務は行っていなかった。ただし、出張所や公民館等に出向いて国民年金相談会を開設したときには、同時に、国民年金の加入手続や保険料の収納業務を行っていた。」と回答しており、当時、A市B出張所においては、国民年金業務は行っていなかったと考えられ、同出張所において申立人の姉と一緒に国民年金に加入したとする申立人の申立てと符合しない。

また、A市発行の当時の市政だよりに記載の国民年金出張相談所開設の案内において、「C地区町世話人宅昭和42年7月18日（10時半～3時半）」との記事が確認できることから判断すると、当時、C地区に居住していた申立人の姉が、昭和42年7月18日に町世話人宅で開催の国民年金出張相談所において国民年金に加入したと考えるのが自然である。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年4月から59年11月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から59年11月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

県外にある大学を卒業し、A市の両親の元に戻ってすぐに、母がA市B区役所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を最寄りの銀行で、毎年一括の前払いで納付してくれていた。

申立期間当時から今まで、A市等から、国民年金保険料が未納であるとの連絡は無く、督促されたこともない。保険料納付済みの領収書などの証明資料は残っていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月27日に払い出されたことが確認でき、その際に、申立人に係る同区役所の国民年金被保険者名簿により、申立人が大学を卒業した後の56年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得したと記録されたことが確認できるところ、当該払出時点においては、申立期間の一部期間についての国民年金保険料は時効により納付できなかった期間であり、申立期間の国民年金保険料を毎年一括の前払いで納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の姉についても、大学卒業直後に国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を納付していたと供述しているが、前述の払出簿により、申立人の姉の国民年金手帳記号番号が、申立人と同日に申立人と連番で払い出されてい

ることが確認でき、申立人の姉が大学を卒業した後の昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、申立期間と重複する期間を含め、未納とされており、同年 4 月以降の申立人の姉の国民年金保険料については、B 市 C 区役所の国民年金保険料収滞納一覧表により、毎月申立人と同日に保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は自身の申立期間における国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付手続に関与しておらず、前述の被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表においても、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から49年9月まで

私は、昭和42年の夏頃、A市B区（現在は、A市C区）に転居し、その年末に婦人会の会合に出席した際に国民年金への加入の勧誘があったので、43年4月頃に国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時、国民年金保険料は、町内における集金により納付しており、集金人に保険料を預けていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は49年10月に払い出されており、オンライン記録において、申立人は同年10月16日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、遡って国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年3月まで

私は、20歳到達時点においては、学生で、両親とは別居していたが、母が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ってくれた。

母は平成21年*月に亡くなったが、生前、年金問題に触れた折りに「あなたの国民年金の記録は大丈夫です。」と言っていたことを憶えており、母は性格的にきちんとしていたので、私の申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考えられない。

そのことは、私の申立期間後の期間の保険料納付記録を見れば分かることとあり、申立期間以外に未納期間は無く、申立期間についてもきちんとな納付していたことは間違いない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親と別居して学生であった申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録において申立人の国民年金手帳記号番号の前後に確認できる記号番号の被保険者記録により、申立人の国民年金の加入手続が昭和47年11月頃に行われたものと推認でき、当該時点において、申立期間のうち、45年8月及び同年9月の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間は、現年度納付の納期限を経過しており、現年度納付の方法により国民年金保険料を納付することができない期間である上、過年度納付の方法により納付したこと、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月まで

私は、母と同居していた期間の国民年金の加入手続と保険料の納付に関しては、全て母に任せていたが、昭和 46 年 6 月の結婚を機に、A 市から B 市へ転居するとともに、私の母から国民年金手帳を受け取った。

B 市では、毎月集金人に国民年金保険料を納付しており、同集金人から過去に保険料の未納期間があると言われたので、集金人にまとめて納付し、その翌月に、同集金人が「領収です。」と言って、記名押印のある名刺ぐらいの大きさの紙を渡してくれた。

年金手帳と一緒にその「領収」を示す紙を保管していたが、昭和 61 年に私の夫が私の国民年金第 3 号被保険者への切替手続のため、年金手帳を夫の会社に提出した際、その「領収」を示す紙が私の元に戻って来なかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月に A 市から B 市へ転居し、転居先で集金人に過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、改製原戸籍附票により、申立人が B 市へ転居したのは、46 年 6 月 15 日であることが確認でき、当該時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者台帳が昭和 46 年 6 月に B 市への転居に伴い管轄社会保険事務所（当時）に移管されたのは、当該転居の約 18 か月後の 47 年 12 月 25 日であることが確認できるところ、当該移管が行われるまでの間は、B 市において申立人を国民年金被保険者として把握できなかったことから、46 年 6 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料は

遡って納付されたものと考えられ、当時、B市において集金人による過年度納付を徴収する事例がみられることを踏まえると、申立人が集金人に遡ってまとめて納付したと主張する国民年金保険料は、当該期間のものとするのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人は、A市に在住しており、当該時期は、国民年金保険料の納付をその母に任せていたと供述しているところ、オンライン記録により、申立人と同居していた申立人の姉及び兄の国民年金保険料の納付記録を見ると、いずれも申立人と同様に申立期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できない上、両人の特殊台帳においても同様の記録となっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするB市に転居するまでの期間において、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月から63年3月まで
私の父親は、申立期間の国民年金保険料は毎月納付していたと言っているのを聞いたことがあるが、申立期間が未納の記録となっている。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和62年4月に国民年金の加入手続きを行い、以後、毎月保険料を納付していたと供述しているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人に国民年金手帳記号番号が63年4月2日に交付されたことが記載されているとともに、同年4月から国民年金保険料の納付を現年度納付により開始している旨の記載が確認できる。

また、申立人が提出した申立期間に係る納付書は、保険料の納付を開始したとする昭和62年4月より後の63年7月7日付けで発行されていることが確認できることから、当該納付書の発行時点において、申立期間の保険料が未納であったものと推認できる上、当該納付書には領収済みの押印が無く、しかも、3枚複写の様式がそのまま残存していることが確認できることから、申立人の父親が当該納付書を使用して保険料を納付していたとは考えられず、62年4月の国民年金加入時から毎月保険料を納付していたとする申立人の父親の供述とは一致しない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から 14 年 3 月までの期間及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月から 14 年 3 月まで
② 平成 14 年 7 月

私は、申立期間当時、父と同居しており、申立期間①の国民年金保険料は父が、申立期間②の保険料は私が納付した。

父は、A 市役所から送られてきた国民年金保険料納付書により、銀行の窓口で保険料を納付していたので、申立期間①の保険料は未納になるはずは無いと話しており、また、申立期間②当時、私は、住所移転や結婚による氏名変更などの生活環境の変化も無く、申立期間②の保険料の納付を忘れるはずが無い。

年金事務所において年金記録を確認したところ、国民年金の加入期間のうち、申立期間①及び②の保険料のみが未納となっている。会社を営んでいた父は、保険料の納付の重要性を日頃から言っていたことを記憶しており、未納のまま放置するはずが無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を A 市役所から送られてきた納付書により銀行の窓口において納付したと主張しているところ、同市役所が保有する電子記録「国民年金 資格照会画面」により、平成 13 年 7 月 12 日付けで申立人の国民年金被保険者資格取得届が提出され、申立人は、国民年金被保険者資格を 12 年 4 月 1 日に遡って取得していることが確認でき、同市役所では、「市役所窓口において、国民年金第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への資格取得届が提出された場合、年度内に納付する国民年金保険料の納付書は、当該届出後おおむね 1 か月後に発送していた。」と回答しており、申立期間①は、上記被保険者資格取得届が提出された時点において、現年度納付により国民年金

保険料の納付が可能であったと考えられる。

しかしながら、当該電子記録の申立人に係る国民年金納付記録資格画面において、現年度納付により国民年金保険料が納付されたとの記録は確認できない上、オンライン記録により、申立期間①前の平成 12 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が前述の被保険者資格取得届の提出直後の 13 年 10 月 26 日に、12 年 6 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料が 14 年 2 月 15 日にそれぞれ過年度納付により納付されていることが確認できることから、管轄社会保険事務所（当時）が作成した平成 14 年度事業計画書によると、13 年度以前に時効成立となる国民年金保険料の未納者を対象に、過年度保険料催告状兼納付書が平成 14 年 7 月及び同年 11 月の 2 回発行されていることが確認できるから、申立期間①の国民年金保険料についても、当該納付書により過年度納付が可能であったと考えられるものの、申立人自身は申立期間①の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間①の国民年金保険料を納付したと記憶するのみで、具体的な納付場所、金額及び納付方法についての記憶は明らかでない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立人の父親から今後は自身で納付するように言われ、平成 14 年 4 月から自身で国民年金保険料の納付を開始し、途中で口座振替による納付方法に変更したと主張しているところ、オンライン記録により、同年 4 月の国民年金保険料は同年 5 月 13 日に、同年 5 月及び同年 6 月の保険料は同年 8 月 1 日に現金により、並びに同年 8 月以降の保険料は同年 9 月 30 日以降に口座振替により納付されていることが確認できるものの、申立期間②の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

また、当該口座振替については、オンライン記録により、平成 14 年 8 月 12 日に口座振替開始通知書が申立人に発行されていることから、申立人による口座振替申請の手続は、同年 7 月以前に行われていたものと推認されるところ、申立人は、「申立期間②当時は口座振替の手続中であり、申立期間②の保険料は、口座から引き落とされると思ったかもしれない。」と供述していることを考慮すると、申立人は、同年 8 月以降に口座振替により納付された保険料を申立期間②の保険料と混同した可能性がある。

- 3 申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年4月までの期間及び48年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年4月まで
② 昭和48年2月から同年6月まで

申立期間当時、親に勧められて国民年金に加入したが、国民年金保険料を納付していなかったことから、昭和48年頃、未納とされていた申立期間の国民年金保険料を私のいとこと共に自治会代表者の集金により一括納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、申立期間の国民年金保険料を申立人のいとこと共に自治会代表者の集金により一括納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に国民年金被保険者の資格を取得した任意加入者の資格取得日から、50年3月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間①については、当該払出時期において、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、オンライン記録により、申立人の従兄弟における申立期間①の国民年金保険料の納付記録は確認できず、申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間②については、管轄年金事務所が保管する領収済報告書の控えにより、昭和50年9月11日に、その時点で最大限遡って納付することができる申立期間②直後の48年7月から49年3月までの国民年金保険料が過年度納付により一括納付されていることが確認できることから、申立人は、当該納付時点において、申立期間②の国民年金保険料を含めて納付しようとしたものの、申立期間②の国民年金保険料は時効が完成していたため、申立期間②の

国民年金保険料を遡って納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料の納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読み及び旧姓による氏名索引を行ったほか、年金事務所が国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索をした結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①から現在確認できる国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認できる昭和 50 年 3 月頃までの前後を通じて、申立人の住所に変更が無いことを戸籍の附票により確認できるなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月及び同年11月並びに8年12月から9年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月及び同年11月
② 平成8年12月から9年12月まで

私は、平成4年10月に会社を退職し、親の扶養に入っていたが、厚生年金保険から国民年金への切替手続は、会社が行っているため、申立期間①の国民年金保険料も納付したはずである。

また、平成7年3月の結婚に伴い、A町へ転居し、A町役場で、国民年金被保険者の住所変更の手続を行って、口座振替で保険料を納付しており、申立期間②当時、住んでいたB町（現在は、C町）でも引き続き口座振替で保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C町役場が保有する申立人に係る「国民年金納付記録」、同「検認状況」及びオンライン記録において申立人の国民年金手帳記号番号の前後に確認できる記号番号の被保険者記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月2日に払い出されているものと推認され、当該払出時点において、申立期間①は、現年度納付の納期限を経過していることから、B町役場が発行した納付書により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続は、退職した事業所が代行したと主張しているところ、当該事業所は、申立人の主張は事実ではないと回答している。

さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間について口座振替に

より国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、B町役場が作成した国民年金被保険者名簿の備考欄には、平成8年12月9日にA町から転入した旨が記載されており、A町役場の国民年金担当課に照会したところ、同町では、住民票が同町から異動した時点で国民年金保険料の口座引落しは行わない旨を回答している上、申立人が口座振替を行っていたと主張するD銀行E出張所に照会した結果、申立期間②について国民年金保険料が口座振替により納付された事実は確認できないことから、申立人がA町からB町へ転居したことに伴い、申立期間②の国民年金保険料は口座振替が行われず、その結果、申立期間②の国民年金保険料が未納となったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年7月10日まで

申立期間前の期間において勤務した事業所を昭和38年4月末に退職し、その直後にA社で勤務を開始したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間においても当該事業所に勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録等により、申立人の申立期間に係る被保険者記録が確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年7月10日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致しており、不自然な訂正の事跡も確認できない。

さらに、オンライン記録により、当該事業所は平成13年11月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿により、申立人は当該事業所が閉鎖された際の取締役であることが確認できるが、当該事業所は「申立期間に係る資料等は全く保管していない。」と回答し、申立期間当時の経営者であったとされる申立人の父親は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

A社が設立された昭和45年10月1日から、大学を卒業しB社に入社した50年10月15日までの期間において、私は、A社の正社員として1日8時間勤務し、手取月額約8万円の賃金を受け取っていた。

事業主であった私の父等から、申立期間当時、私は厚生年金保険の被保険者であったと聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「私の子である申立人は、申立期間当時、当社に勤務していた。」と回答していること、申立期間当時、申立事業所から社会保険関係の事務手を委託されていた税理士の供述、及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が申立期間直後の昭和 50 年 4 月 1 日に勤務を開始したとするB社において、申立人が同期入社したとする同僚の連続した記号番号の間に、申立人の記号番号が初めて付番されたことが確認でき、当該記号番号は、前述の被保険者名簿において、申立人が同年 10 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際の記号番号と同一である。

さらに、前記の税理士は、「当時の資料を保管していないので確認できないが、申立期間に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していないと思う。申立期間内に4回の標準報酬月額算定期があるが、いずれの算定期にも届け出ないといった取扱いを行ったことはない。」と供述している。

加えて、前記の事業主は、「申立期間当時、C事業所に商品を配送する業者として同事業所から指定を受けていたため、同事業所からの指導により、全ての従業員を雇用保険や厚生年金保険の被保険者として届け出ていた。」と回答しているが、雇用保険の適用事業所台帳により、申立事業所が昭和54年8月1日に雇用保険の適用事業所として設置されたことが確認でき、申立事業所は、申立期間当時、雇用保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、申立事業所は、平成元年9月17日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、前記の事業主及び税理士とも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等についての記憶が無いと供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時は、年金に興味が無かったので、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについての記憶が無い。B社の入社に当たって、A社に係る健康保険被保険者証の返却を行ったか否かに関する記憶も無い。」と供述している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3404（事案 1926 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 17 日から 43 年 6 月頃まで

A社における昭和 41 年 3 月 17 日から 44 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、A社の現在の事業主が、私は結婚を機に当該事業所を退職した旨を供述してくれることにより、私が昭和 43 年 6 月頃までの期間にA社に継続して勤務していたことが判明するはずであるので、申立期間を 41 年 3 月 17 日から 43 年 6 月頃までの期間に変更し、また、新たな資料として、私の婚姻の事実を確認できる戸籍謄本を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) A社の当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、「申立期間当時の関連資料が無いため、厚生年金保険関係の事務手続については不明であるが、基本的には、従業員の入退社に併せて被保険者資格の得喪手続を行ったと思う。」と回答していること、ii) 複数の同僚からも、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたとの具体的な供述が得られないこと、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 41 年 3 月 17 日であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間における申立人の記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社の現在の事業主が、私は結婚を機にA社を退職した

ことを供述してくれる。」とし、この供述により、申立人が昭和 43 年 6 月頃までの期間に A 社に継続して勤務していたことが判明するはずであるので、前回の申立期間を変更し、新たな資料として、申立人の婚姻の事実を確認できるとする戸籍謄本を提出して再度申立てを行っているところ、i) 申立事業所の現在の事業主に改めて照会したところ、当該事業主は、「申立人が結婚を機に当社を退職したと認識している。申立人の結婚後、申立人及び申立人の元妻は、当社の近くに住んでいた。」と回答していること、ii) 申立人が新たに提出した戸籍謄本によれば、申立人及び申立人の元妻が、申立事業所の近隣に住民登録を行い、申立期間中の同年 5 月 * 日に B 市 C 区役所に婚姻届を提出していることが確認できること、iii) 前述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 41 年 3 月 17 日より後に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が、「数か月間ではあるが、申立人と一緒に A 社に勤務したことを記憶している。申立人は、私よりも先に退職したが、その時期は不明である。」と供述していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、同日以降の期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の事業主は、「当社では、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保存しており、当該通知書には申立人が昭和 41 年 3 月 17 日付けで被保険者資格を喪失したことが記載されている。申立人が同資格の喪失後も当社に勤務していたことは否定しないが、再度、被保険者資格取得の届出を行わなかった理由は分からない。仮に、申立人に係る 2 回目の被保険者資格の取得手続を行ったのであれば、『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』を保存しているはずであるが、そのような書類は見当たらない。厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、前述の被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者名簿により、申立人が昭和 41 年 3 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、健康保険被保険者証を返納した旨記録されていることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 21 日から 16 年 3 月 21 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分った。

申立期間は、A社に勤務していた期間であり、私の所持する預金通帳には、申立期間に同社から給与の振り込みがあったことが記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び申立人が提出した申立人に係る金融機関の預金通帳において申立期間にA社から給与が振り込まれていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は平成 18 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していない。」と回答している上、オンライン記録により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、当時の事業主は、「当社の当時の従業員数は約 30 人であったが、パートタイム及びアルバイトで勤務していた従業員については、社会保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、A社に係るオンライン記録により、申立期間における健康保険の整理番号の最後の番号は 13 番であること

が確認でき、推認される従業員数とオンライン記録上の被保険者数が一致しないことから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、平成15年11月1日であり、申立期間のうち同年9月21日から同年11月1日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立期間のうち平成15年11月1日から16年3月21日までの期間については、A社に係るオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、オンライン記録により、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、B市の国民健康保険の被保険者記録により、申立期間のうち平成15年11月24日以降の期間は国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 8 日から同年 12 月頃まで
② 昭和 40 年 7 月頃から同年 8 月頃まで
③ 昭和 40 年 9 月頃から 41 年 8 月頃まで
④ 昭和 46 年 5 月頃から同年 6 月頃まで
⑤ 昭和 50 年 10 月頃から 51 年 3 月頃まで

申立期間①については、A市に所在していたB事業所（現在は、C事業所）に正社員として勤務していた。

申立期間②については、首都圏のD区に所在していたE社F事業所でアルバイトとして勤務していた。

申立期間③については、首都圏のG区に所在していたH社I事業所にアルバイトとして勤務していた。当時、健康保険被保険者証を使用して、J病院で受診した記憶がある。

申立期間④については、昭和 46 年 5 月末日にK社を退職し、しばらく経った後、同社へ再度勤務した記憶がある。

申立期間⑤については、A市に所在していたL社M店及び同社N店で正社員として勤務していた。

いずれの事業所においても、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はB事業所において正社員として勤務していたことを記憶している旨主張しているところ、C事業所が保管する申立人の採用関係書類の記録によれば、申立人は申立事業所に昭和 38 年 8 月 6 日付けで「正社員以外」として仮採用となり、同年 10 月 3 日付けで退職した

ことは確認できるものの、それ以後、申立事業所における申立人の人事記録等は確認できない。

また、C事業所は、「申立人が退職したのは当事業所での試用期間中であり、当時、申立人は当事業所の正社員ではなかった。申立人の厚生年金保険被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の控除の有無については、当時の資料を保管していないため、不明である。」と回答し、申立人が名前を挙げた同僚一人は、「申立人は、昭和 38 年 8 月に B 事業所に採用され、同年 10 月に退職した。当時、B 事業所では採用から 2 か月間は試用期間であり、申立人は試用期間中に退職した。」と供述している。

さらに、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人は、「当時、B 事業所では、正社員以外は厚生年金保険に加入することはできなかった。私も正社員になる前の期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、正社員ではない従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、適用事業所名簿において、E 社 F 事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、管轄法務局は、「E 社 F 事業所について、該当する法人登記簿は見当たらない。」と回答していることから、申立事業所を特定することができない。

また、申立人の E 社 F 事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立期間②当時の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

さらに、E 社 O 本社は、「当社に F 事業所はあったが、所長や従業員の氏名、連絡先等の記録は無い。」と回答しており、E 社各事業所の厚生年金保険の加入記録を管理している P 社は、「申立人の氏名、生年月日で記録を探したが確認できない。」と回答しているなど、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

- 3 申立期間③について、適用事業所名簿において、H 社 I 事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、管轄法務局は、「H 社 I 事業所について、該当する法人登記簿は見当たらない。」と回答していることから、申立事業所を特定することができない。

また、申立人のH社I事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立期間③当時の同僚の名前を記憶しておらず、事業主として名前を挙げた者の連絡先も姓のみであるために特定することができず、申立人が申立期間③において申立事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

さらに、H社は、「当社I事業所が当時存在していたか、確認する資料が無い。当社本社と各事業所は別であるため、当社本社で各事業所の従業員の社会保険の手続を行うことは考えられない。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間③当時、J病院で受診したことを記憶している旨主張しているが、同病院は当時の資料を保管していないことから、申立人の主張を確認できる資料等を得ることができない。

- 4 申立期間④について、申立人が名前を挙げたK社の当時の事業主は、「K社は既に廃業し、当時の関連資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険の届出及び同保険料の控除の有無について不明である。また、申立内容は数十年前の話でもあり、申立人が当社に勤務していたか否かの記憶も定かではない。」と回答している上、申立期間④当時、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人に照会し、回答のあった一人は申立人を記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、昭和46年5月末日にK社を退職し、しばらく経った後、同社へ再度勤務した記憶があると供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人が同年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこと、及び健康保険被保険者証を返納した旨記載されていることが確認できる一方、それ以後、申立人が同社における厚生年金保険被保険者の資格を再度取得した事実は確認できない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が名前を挙げたL社における同僚について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が記憶している同僚の姓と当該同僚の姓が一致し、供述内容が符合することから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間⑤に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、L社は既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができな

い。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間⑤の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 6 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。